

食品循環資源回収委託契約書

西原町教育委員会 教育長 新島 悟（以下「甲」という）と ○○○○○○○○
（以下「乙」という）は、甲の管轄する西原町学校給食共同調理場（以下「調理施設」という。）から排出される食品循環資源の回収業務について、以下のとおり委託契約を締結する。

記

（委託）

第1条 甲は、調理施設から発生する食品廃棄物の回収を乙に委託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。但し、甲乙協議の上、期間満了後これを更新することができる。

（委託業務の範囲）

第3条 乙は、調理施設から発生し可能な限り水切り、分別された食品廃棄物を回収し、飼料と肥料に分別を行い可能な限り再利用するものとする。

分別方法及び保管、回収運搬等については、甲乙協議の上、適切な方法を定め行うものとする。

また、食品廃棄物の回収は学校給食が実施されるすべての日に行うものとする。
但し、台風や自然災害等やむを得ない場合には回収を行わない。

（委託料金）

第4条 委託料金は、1kg当たり○○円（消費税別）を支払うものとする。

委託料金は、毎月末締切りとし、その支払いは甲が乙から請求書を受理した日から30日以内に振込むものとする。

（委託業務の遂行方法）

第5条 乙は、委託業務の回収に関し、全ての作業工程において、安全を第一とし、誠実かつ衛生的に業務を行うものとする。特に乙は、回収時には積荷の道路への落下、飛散等のないよう十分考慮し、調理施設の業務に支障をきたす事のないよう、その指示を十分受け止め作業するものとする。

(信義則)

第6条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(解除)

第7条 甲及び乙は、前各条項に違反した場合には、本契約を解除することができる。

但し、甲乙双方が協議を行い、その違反事項等が解決され、事業継続の支障等が取り除かれた場合には、その限りではない。

(疑義の決定)

第8条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議を行い決定する。

本契約を証するために本書2通作成し、記名捺印後、各自1通これを保持する。

令和7年4月1日

(甲) 西原町字与那城140番地の1
西原町教育委員会
教育長 新島 悟

(乙)